

(案)

令和6年度 国立市地域密着型
サービス事業者の公募について
(小規模多機能型居宅介護)

令和 6 年 1 2 月

国立市
(健康福祉部高齢者支援課)

1 公募の趣旨

国立市では、介護保険制度における地域密着型サービスについて、第9期国立市介護保険事業計画に基づき、一部のサービス種別について、着実な基盤整備の推進とサービスの質の確保を両立させるとの観点から、公募を行うこととしています。指定のサービス種別については、公募に応募いただいた事業者の中から、指定基準等による審査を経て事業者の指定を行います。

なお本公募の事業は、当市が寄贈を受け所有者となっている土地にて行うものであり、別紙「特記条件等」の内容を満たしていただく必要があります。

2 公募する地域密着型サービス事業及び整備年次

サービス種類	小規模多機能型居宅介護（介護予防含む） ※看護小規模多機能型居宅介護は応相談	
	令和7年度	1事業所
整備年次等	原則として令和7年度中に整備を開始し、令和7～8年度中に開設すること	

3 公募のスケジュール

日 程	内 容	
令和6年12月2日（月） ↓ 令和7年1月31日（金） ↓ 令和7年2月14日（金）	事前相談期間	公募受付期間
令和7年3月中旬	第1次審査（書類審査）	
令和7年4月中旬	第2次審査（ヒアリング）	
令和7年5月中旬	選定結果通知・公表	

※1 多数応募があった場合は、他の日程を追加する場合があります。

※2 選定後、利用者や地域住民に向けた周知について当市と協議していただきます。

4 公募する基盤整備圏域

国立市全域とします。

5 地域密着型サービスの基準及び報酬

事業の人員、設備及び運営に関する基準は、国立市が定める基準（厚生労働省令に定める基準と同一です。）とし、介護報酬単位は厚生労働大臣が定める単位に、国立市指定地域密着型サービスに係る独自報酬に関する要綱に定める独自報酬を加えたものとします。

6 地域密着型サービス事業予定者の指定方法

（1）事業予定者の指定方法

- ① 事業予定者の指定は、国立市介護保険運営協議会の審査に基づき、市長が指定します。
- ② 審査方式は、書類審査による第1次審査及びヒアリングによる第2次審査を行います。
- ③ 応募がない場合等は、再度公募を行うことがあります。

（2）審査の手順

第1次審査では、指定申請書及び開設提案書による事業実施体制の確認及び指定基準を満たすかどうかを審査します。第2次審査では、ヒアリングによる本事業に対する考え方、理解度及び運営体制等を総合的に評価する審査を行います。

（3）審査結果の通知

審査の結果は文書により通知します。

（4）事業予定者の公表等

応募状況、指定した事業予定者名及び指定結果を公表します。

7 公募の手続き

本公募に申込みを希望する事業者の方は、高齢者支援課介護保険係に電話で予約を入れ、事前相談をしてください。その後、次により、指定申請書（（1）指定申請に関する提出書類一覧参照）及び開設提案書（（2）開設提案に関する提出書類一覧参照）を提出してください。

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。応募に要する費用は全て応募者の負担とします。

（1）指定申請に関する提出書類一覧

項 目	備 考	様 式
① 指定申請書	所定の様式（付表を含む）	様式1
② 定款その他の基本約款	最新のもの	様式自由
③ 法人登記の登記事項証明	応募申込日前3か月以内に発行されたもの	—
④ 介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号に該当しないことを誓約する書面	所定の様式	様式2

⑤ 事業者概要	イ 事業経歴・実績 ロ 事業者の基本的事項・代表者の経歴 ハ 管理者の氏名・生年月日・経歴 ニ 介護支援専門員の氏名・登録番号 ホ 事業者の概要（パンフレットでも可） ヘ 現在運営している施設または事業に関する資料	様式自由
⑥ 決算書等	イ 直近１年間の決算書類（令和５年度） ロ 納税証明（滞納のない証明）	様式自由

※ 提出書類は、５部（正本１部、副本４部）提出してください。なお、副本４部のうち、１部については、印刷用原稿としますので、インデックスを付けず、コピーしやすいものを１部用意してください。

（２）開設提案に関する提出書類一覧

項 目	備 考	様 式
① 開設提案書	所定の様式	様式３
② 理念・基本方針	介護サービス事業を行うにあたっての理念、基本方針、運営規程（案）等	様式自由
③ 事業スケジュール	開設までの日程表等	様式自由
④ 基本計画図面等	事業規模（利用定員等）、設備、備品、床面積、平面図等	様式自由
⑤ 資金計画書	東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）からの助成（補助）を予定しています。	様式自由
⑥ 従事職員関係 （採用、雇用方法含む）	イ 資格、経験（採用資格、実務経験について） ロ 雇用形態（常勤職員とその他職員について） ハ 研修体制（採用時、従事後） ニ 配置人員（職種、時間ごとの配置について）	様式自由
⑦ 衛生管理	感染症の予防体制等について	様式自由
⑧ 苦情処理	苦情処理体制等について	様式自由
⑨ 事故防止・安全対策	対応体制、保険等について	様式自由
⑩ 環境保護	環境への負荷低減のための取組みについて	様式自由
⑪ 地域等との連携	地域及び関係機関（医療機関等）との連携等及び運営推進会議の構成員について	様式自由

※ 記載内容については、後述の「８ 審査の基準等」を参照ください。

※ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてＡ４版（縦）での提出をお願いします。

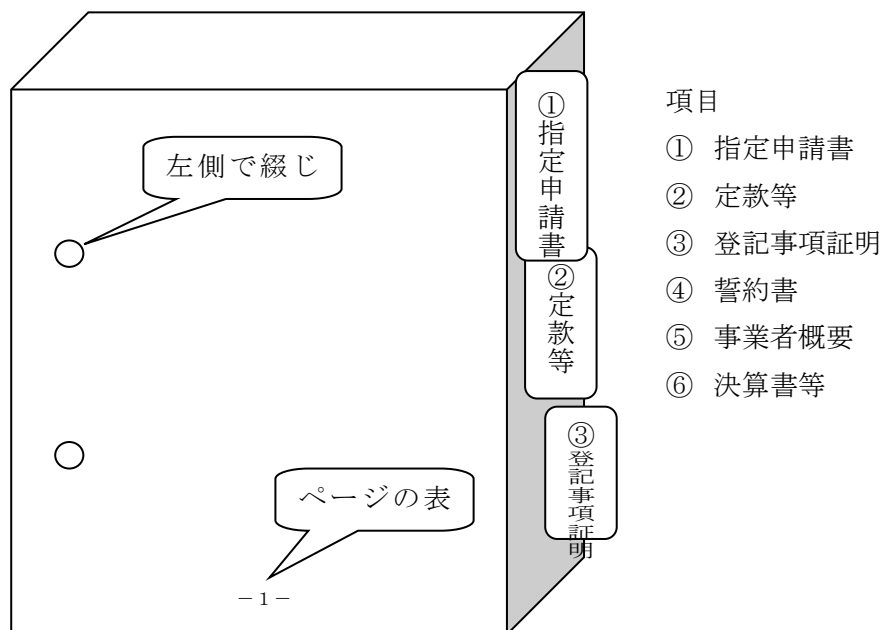
※ 提出部数は、５部（正本１部、副本４部）提出してください。なお、副本４部のうち、１部については、印刷用原稿としますので、インデックスを付けず、コピーしやすいものを１部用意してください。

(3) 提出書類の体裁

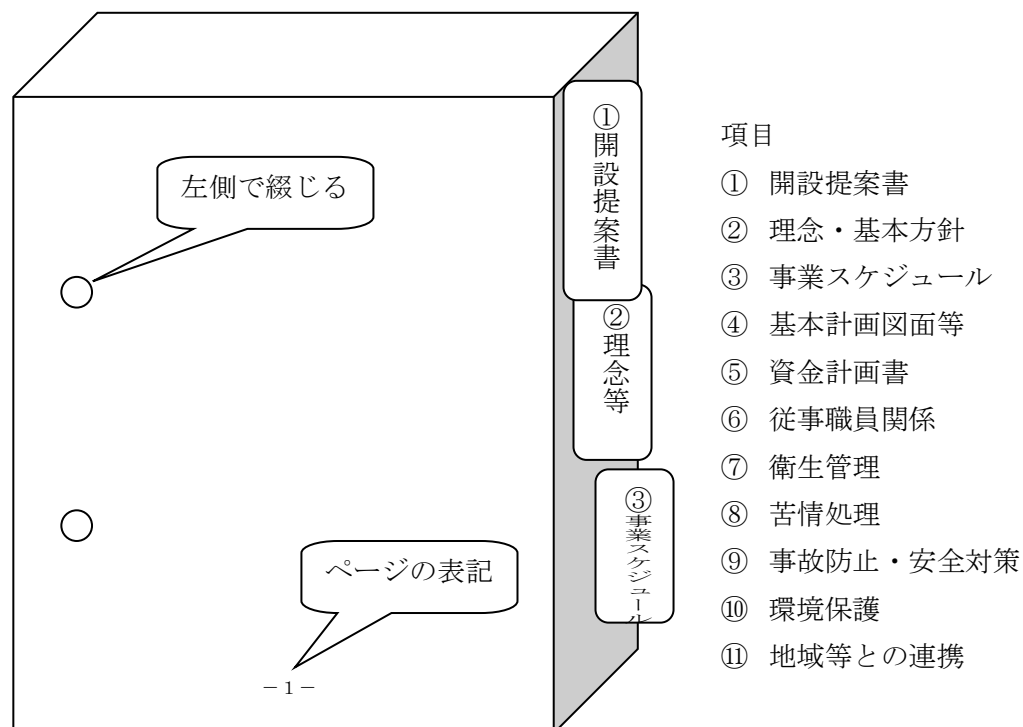
提出書類は、以下に記す体裁を整えてください。

- ☐ 全体の目次を付けること
- ☐ ページ番号を付けること
- ☐ 項目ごとに番号と文字表記のインデックスを付けること（番号のみの表示は不可）
- ☐ 指定申請書、開設提案書を別冊として、綴り紐やバインダー等で綴ること

指定申請に関する提出書類



開設提案に関する提出書類



8 審査の基準等

次に掲げる審査基準に照らし総合的に審査します。

(1) 運営理念の理解及び基本方針について

- ① 本事業者公募に応募した理由
- ② サービスの質を向上させるための方策
- ③ 自己評価や外部評価を受けることに対する考え方
- ④ 個人情報の管理に対する考え方（個人データの管理方法も含む）
- ⑤ 身体拘束、プライバシーへの配慮に対する考え方
- ⑥ 認知症ケアに対する考え方
- ⑦ 利用者の状態、意向を配慮したサービス計画の作成の考え方
- ⑧ 自立支援のための具体的な手法
- ⑨ 重度化への対応
- ⑩ 関係法令（建築基準法、消防法等）の遵守

(2) 施設整備面について

- ① 施設の特性、安全面等について
- ② 地域交流スペースについて

(3) 事業運営について

- ① 運営基盤の安定性
- ② 資金計画についての方策

(4) 従事職員関係について

- ① 職員の配置
- ② 職員の資質向上のための取り組み
- ③ 職員の確保方法

(5) 衛生管理・事故防止・苦情処理体制等について

- ① 衛生管理・感染症予防への方策
- ② 事故防止・虐待防止への方策
- ③ 苦情処理のための体制
- ④ 環境保護への取り組み
- ⑤ 防犯への対応
- ⑥ 防災への対応（計画、訓練、非常災害の際の連携体制、食糧等の備蓄、防火設備等）

(6) 地域等との連携について

- ① 開設にあたって利用者等への理解を得るための方策（近隣住民説明会等）
- ② ボランティアの受け入れ体制
- ③ 地域に開かれた施設等としての方策
- ④ 協力医療機関との連携体制
- ⑤ 運営推進会議の体制

(7) 指定基準について

- ① 「国立市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(国基準と同一です) を満たすこと
- ② 「国立市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(国基準と同一です) を満たすこと
- ③ 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号、第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと

9 事前相談期間

令和 6 年 1 2 月 2 日 (月) ～令和 7 年 1 月 3 1 日 (金)

10 質問方法

評価項目及び評価基準、公募全般に係る質問の取り扱いについては、別紙「国立市地域密着型サービス事業者公募(小規模多機能型居宅介護)に関する質問書」に簡潔に記載し、ファクスまたは e-mail で、提出してください。

本公募に関し、電話での質問は受け付けません。

e-mail で質問する場合は、表題を「国立市地域密着型サービス事業者公募(小規模多機能型居宅介護)に関する質問」としてください。

11 提出先

電話で日時を予約した上で、国立市役所健康福祉部高齢者支援課介護保険係(庁舎 1 階 2 番窓口)へ直接持参してください。郵送等での提出は受け付けません。

国立市富士見台 2-47-1

電話：0 4 2 (5 7 6) 2 1 2 2 (直通) ファクス：0 4 2 (5 8 0) 4 2 1 0

e-mail：sec_koreishien@city.kunitachi.lg.jp

※ 提出書類は、国立市のホームページからダウンロードできます。

12 提出期間(公募受付期間)

令和 6 年 1 2 月 2 日 (月) ～令和 7 年 2 月 1 4 日 (金) (厳守)

なお、受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとします。

13 ヒアリング

令和 7 年 5 月中旬 (予定)

詳細は追って連絡します。

特 記 条 件 等

本公募は、当市が寄贈を受け所有者となっている土地において、寄贈者や地域住民のご意向等も踏まえながら、当市の第9期介護保険事業計画に掲げられている小規模多機能型居宅介護事業所の整備を行うものです。

1. 土地について

土地の所有者：国立市

土地の所在地番：国立市東2丁目24番4

現況地目：宅地

登記地目：山林

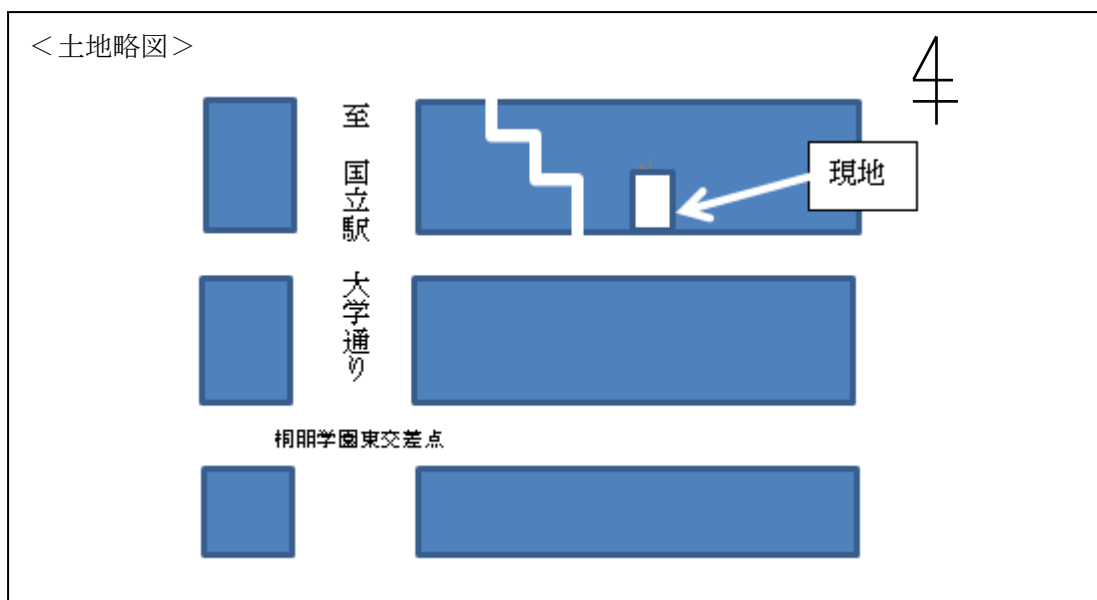
登記地積：471.11 m²（隣地との境界確定済み）

道路幅員（道路法上の認定幅員）：5.46m

都市計画法上の用途区分：第一種低層住居専用地域、第一種文教地区

建ぺい率： 50%

容 積 率：100%



※土地利用上の制約

市と本件土地の北側及び東側隣地（国立市東2-24-3）の所有者との間で、以下の事項について覚書を交わし、その内容を遵守することとしています。本件土地利用計画を考案する際、当該事項について違反のないようご注意ください。

- ・ 本件土地東側境界について、ブロック塀、生け垣等緊急車両の進入の妨げとなる程度の高さのある障壁を築造しないこと。
- ・ 建築物を建てる場合、東側境界から2メートル以内には建設しないこと。また、東側境界から2メートル以内には、エアコンの室外機等緊急車両の進入の妨げとなる程度の高さのある構築物を設置しないこと。
- ・ 本件土地の利用者は、緊急車両が本件土地を通過して国立市東2-24-3に進入することを認めること。また、工事車両等が本件土地を通過して国立市東2-24-3に進入することを事前に協議したうえで認めること。

2. 事業所公募の条件について

i) ①事業所建物の建設費は応募事業者負担とします。

(東京都地域医療介護総合確保基金事業(介護分)による地域密着型サービス等整備助成事業補助金は利用可能。また介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金も利用可能。)

②事業所建物に地域の住民が利用できる「地域交流スペース」を併設していただきます。

「地域交流スペース」は、介護保険法第115条の45第1項第1号ロ(介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスB)に基づく住民主体による運営を想定しており、市と協議のうえで事業予定者が運営団体を公募し、当該スペースを運営団体と共用する形を想定しています。

③国立市指定地域密着型サービスに係る独自報酬に関する要綱に定める独自報酬について、小規模多機能型居宅介護に係る全項目について要件を満たしていただきます。

ii) 借地の契約形態は、使用貸借(30年間・無償貸付)とします。

※土地の無償貸付については、地方自治法の定めにより、市議会の議決が必要となります。

iii) 地域密着型サービスの「圏域」は市内全域と規定しています。

(国立市の第一号被保険者数: 18,648人、令和6年3月末時点)

iv) 土地寄贈時の条件として付された寄贈者からの要望事項

- ・ 建築後の小規模多機能型居宅介護事業所には土地寄贈者の名前を入れた銘板を設置すること。
- ・ 敷地中央にある松の木を保存すること(植え替えは可能)。

※ただし、保存対象となる松の木は、枯死の懸念があり、現在、市内造園業者の管理する敷地内に移植し、管理されています。寄贈者のご意志を踏まえて保存を前提としつつ、事業予定者選定後に松の木の状態を確認の上、その対応については当市と協議していただきます。

v) 過去の近隣住民説明会にて寄せられた要望事項

- ・ 当該土地の前面道路は一方通行であり、かつ府中市から国立市に入ってくる車両の通過台数が多いため、高齢者を送迎する車両からの乗降は路上ではなく、敷地内で行うこと。

vi) その他

- ・ 敷地内に残る浄化槽を借主側負担にて撤去すること。
- ・ 当該土地は閑静な住宅地にあることから、騒音等、地域住民への影響に配慮すること。

以 上